1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠:生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条及び 長野県生涯学習審議会条例第1条に基づき、平成3年に設置。

設置目的: 県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な 推進に関する重要事項を調査審議する。

答申:「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」平成21年 10月に答申。

長野県生涯学習審議会委員 11名

J	£	彳	<u> </u>	役 職 等
北	林	瑞	穂	飯島町社会教育委員
木	下	巨	_	飯田市公民館副館長
小	林	文	子	長野市立若槻小学校長
白	戸		洋	松本大学総合経営学部教授
塚	田	芳	樹	長野県経営者協会会員
土	井		進	信州大学教育学部教授
南	沢	好	恵	長野県PTA連合会理事
中	村	雅	代	日本労働組合総連合会長野県連合会副会長
三	澤	育	子	企業組合 Vif(びふ)穂高副理事長
山	崎		弘	安曇野市商工会委託観光特産飲食振興コーディネーター
山	本	裕	_	国立信州高遠青少年自然の家所長

(任期 平成24年8月30日~平成26年8月29日)

※平成20年の第8期審議会から進めてきた「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習のあり方について」の提言と検証が終了したのを受け、平成26・27年度は休会とする。

イ 長野県生涯学習推進本部

設置目的:生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

事業内容:①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実施する生涯学習関連事業について取りまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。 実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

平成26年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 平成26年11月1日~11月30日

イ 実施内容

- (ア) 月間の周知・広報
 - ・ 懸垂幕の掲出
 - インターネットへの掲載(県HPなど)
 - ・ 県庁ロビー展の実施(期間中の1週間)(11月18日~21日)
- (イ) 関係機関・団体等の取組促進
 - ・ 県・市町村:講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
 - ・ 学校:学校開放講座の実施、施設の一般開放等
 - ・ 社会教育関連団体:構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定(努力義務)【第9条】が定められた。

国において平成20年に新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したのに伴い、県では、平成16年に策定した「長野県子ども読書活動推進計画」の取組状況等を踏まえて、「第2次長野県子ども読書活動推進計画」(平成21年度~)を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきた。

平成25年に、国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたのを受け、平成27年度から概ね5年間を計画期間とする「第3次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し(平成27年3月)、計画の周知を進めている。